

高知くらしの護身術

353

高齢者の相談増加

すぐに契約しないで

(2015年4月14日掲載原稿)

消費生活センターに寄せられる、高齢者に関わる消費者トラブルの相談は年々増加しています。

高齢者は家にいることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売によるトラブルに遭いやすいのが特徴です。対処方法を確認しておきましょう。

【電話勧誘の場合】

1. 興味がなければきっぱり断りましょう。
2. 話を長く聞くと相手のペースに乗せられてしまうのですぐに電話を切りましょう。
3. 「権利を買い取る」「謝礼を払う」「必ずもうかる」などという話に耳を貸してはいけません。
4. 「ゆうパック」「レターパック」「宅配便」で現金を送るように言われたら、それは詐欺です。
5. 迷惑電話対応機能付き電話機を使ったり、常に留守番電話機能を「オン」にしたりして、知らない相手からの電話に出ないようにすることも有効です。

【業者が家に来たら】

1. 家に入れると断りづらくなるので、インターホンやドア越しに対応するようにしましょう。
2. 勧誘されてもその場で契約しないで、家族や知人に相談しましょう。
3. リフォームなどの高額な契約は複数の事業者から見積もりを取るなど、慎重に検討しましょう。
4. 屋根や水質の点検などと、販売目的を隠して近づいてくる業者もいるので注意が必要です。

【トラブルに遭えば】

訪問販売や電話勧誘販売の場合は一部の取引を除き、法定書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ（無条件解除）できる場合があります。怪しい、困ったと思ったら早めに消費生活センターに相談してください。